

転嫁拒否行為に対する対応実績  
(平成29年12月まで)

公正取引委員会  
経済産業省

# 調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年12月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

| 調査着手   | 立入検査   | 指導<br>（注2）       | 勧告<br>（注4）  | 措置<br>請求 |
|--------|--------|------------------|-------------|----------|
| 9,981件 | 5,110件 | 3,752件<br>（149件） | 41件<br>（7件） | 8件       |

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

| 行為類型             | 指導     | 勧告  | 合計     |
|------------------|--------|-----|--------|
| 減額               | 139件   | 3件  | 142件   |
| 買ったたき<br>（注5）    | 3,382件 | 41件 | 3,423件 |
| 役務利用・<br>利益提供の要請 | 72件    | 0件  | 72件    |
| 本体価格での<br>交渉の拒否  | 258件   | 0件  | 258件   |
| 合計（注6）           | 3,851件 | 44件 | 3,895件 |

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

| 業種                         | 指導     | 勧告  | 合計     |
|----------------------------|--------|-----|--------|
| 建設業                        | 469件   | 4件  | 473件   |
| 製造業                        | 894件   | 1件  | 895件   |
| 情報通信業                      | 497件   | 4件  | 501件   |
| 運輸業（道路貨物<br>運送業等）          | 232件   | 1件  | 233件   |
| 卸売業                        | 259件   | 1件  | 260件   |
| 小売業                        | 311件   | 7件  | 318件   |
| 不動産業                       | 132件   | 7件  | 139件   |
| 技術サービス業<br>（広告・建築設計<br>業等） | 257件   | 0件  | 257件   |
| 学校教育・教育支<br>援業             | 97件    | 3件  | 100件   |
| その他（注8）                    | 604件   | 13件 | 617件   |
| 合計                         | 3,752件 | 41件 | 3,793件 |

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。